

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社トーワ技研工業
(法人番号2120001141358)
業者の住所：大阪府大阪市淀川区宮原1－18－20
- 2 指名停止措置期間：令和7年9月8日から
令和7年12月7日まで（3か月）
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者は、大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていた者を専任の主任技術者として配置したことから、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年3月31日、大阪府知事から監督処分（指示処分）を受けた。
また、同市発注の2件の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負い、うち1件の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、適格な主任技術者として配置していないこと及び建設業法第22条第1項の規定に違反して、受注した工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。
これらのことが建設業法第28条第3項に該当するとして、同日、大阪府知事から監督処分（営業停止22日間）を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内